

懲戒規定

第1条 懲戒は退学，停学，訓告とする。

第2条 退学は下の何れか1つに該当する場合にこれを行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し，その他の生徒としての本分に反した者。

第3条 停学は過失の程度第2条に準ずるか，或る期間の出席停止により，反省悔悟して正常に帰り得ると認められる者に対して行う。